

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 28 兵庫県	(2)市町村区分 213 西脇市	(3)所轄庁区分 28000	(4)法人番号 9140005016903	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人向陽福祉会					
(8)主たる事務所の住所 兵庫県 西脇市		(9)主たる事務所の電話番号 0795-28-3293			
(10)主たる事務所のFAX番号 0795-28-3291		(11)従たる事務所の有無 2 無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://koyo-en.jp		(14)法人のメールアドレス kuk1@poppy.ocn.ne.jp			
(15)法人の設立認可年月日 平成5年3月17日		(16)法人の設立登記年月日 平成5年3月22日			

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員		7名		(2)評議員の現員		7		(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)		173,525			
(3-1)評議員の氏名		(3-3)評議員の任期				(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況		(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況		(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数			
(3-2)評議員の職業													
内山 雅咲己		R5.3.23		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		2 無		1	
草月流師範 華道グループ「香り会」代表													
和田 至弘		R5.3.23		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		2 無		2	
合同会社ブルーミントン 相談役													
有本 雅子		R5.3.23		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		1 有		1	
医療法人社団仁有会 理事長													
後藤 喜佐男		R5.3.23		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		2 無		2	
元向陽苑 事務長													
高岡 康		R5.3.23		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		2 無		2	
(元)三井住友銀行監査部推進役													
都成 祥子		R7.5.22		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		1 有		2	
神戸市立医療センター中央市民病院相談員													
菊池 正八州		R8.3.26		～		R9年度に関する定時評議員会終結の時		2 無		2 無		1	
菊池社会保険労務士事務所所長													

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	25,764,805	2 特例無	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
山口 直子	1 理事長 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時	令和4年3月24日	2 非常勤	令和7年6月12日	救護施設ひまわり苑施設長		2 無
山口 康二	3 その他理事 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時		2 非常勤	令和7年6月12日	特別養護老人ホーム向陽苑施設長		2 無
佐々木 務幸	3 その他理事 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時		2 非常勤	令和7年6月12日	佐々木診療所理事長		2 無
宮崎 美椰子	3 その他理事 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	2 理事報酬のみ支給		4
日高 康裕	3 その他理事 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時		2 非常勤	令和7年6月12日	元小学校教諭		2 無
山西 敏之	3 その他理事 R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時		2 非常勤	令和7年6月12日	日高歯科クリニック院長		2 無
			4 その他	2 無	2 理事報酬のみ支給		3
			2 非常勤	令和7年6月12日	医療法人山西会副理事長		2 無
			4 その他	2 無	2 理事報酬のみ支給		3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	170,115
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況			(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況			(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
永野 卓美	税理士	2 無			令和7年6月12日
	R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時	5 財務管理に識見を有する者 (税理士)			4
萬谷 正樹	㈱拓未産業 代表取締役	2 無			令和7年6月12日
	R7.6.12 ~ R8年度に関する定時評議員会終結の時	3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)			3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の数					
①常勤専従者の実数	111	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	61
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	24.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和7年6月12日	5	2	0		・ 令和 6 年度決算（計算書類及び財産目録）の承認について ・ 理事 6 名及び監事 2 名の選任について
					1/4

(4)うち開催を省略した回数	0
----------------	---

(4)うち開催を省略した回数	0
----------------	---

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	法人本部拠点区分	00000001	本部経理区分				社会福祉法人向陽福祉会				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成5年5月1日	0	0	
		ア建設費						0			
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サ-ビス)				特別養護老人ホーム向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成5年5月1日	54	17,905	
		ア建設費	平成5年5月1日	117,972,000	490,378,000	292,900,000	901,250,000	3,080,630			
		イ大規模修繕	平成21年9月30日	平成24年12月31日	平成28年7月11日	令和2年12月20日		176,461,496			
002	向陽苑拠点区分	02120402	老人短期入所施設(短期入所生活介護)				短期入所生活介護事業所向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成5年5月1日	16	5,837	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)				短期入所生活介護事業所向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年4月1日	16	14	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	02120203	老人デイサービス事業(地域密着型通所介護)				デイサービスセンター向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成5年5月20日	18	2,650	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	02120201	老人デイサービス事業(通所介護)				デイサービスセンター向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年4月1日	18	1,193	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	02120901	老人介護支援センター				在宅介護支援センター向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成5年5月1日	0	603	
		ア建設費					0				
		イ大規模修繕									
002	向陽苑拠点区分	06260301	(公益) 居宅介護支援事業				居宅介護支援事業向陽苑				
		兵庫県	西脇市	黒田庄町黒田字北山783		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成12年4月1日	0	783	
		ア建設費			2/4			0			

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	877,619,270
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	663,505,192

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	文書指摘通知日（令和7年11月17日） 1 理事長専決事項 定款施行細則において理事長の専決事項を定めているが、以下の不備等が認められたため、社会福祉法人定款細則（東社協モデル）等を参考に見直しを行うこと。 ア 別表1の1において、「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員任免について、「その他重要な人事」の範囲が定められておらず、理事長の専決範囲が明確ではない。 イ 別表1の3、6、7及び11の「法人運営に重大な影響がある」の範囲が定められておらず、理事長の専決範囲が明確ではない。 ウ 別表1の5の「軽微なもの」の範囲が定められておらず、理事長の専決範囲が明確ではない。 2 役員等報酬規程及び役員報酬の支給 役員等報酬の支給状況において、以下のとおり不備が認められたので、改めること。 ア 令和6年5月及び令和7年5月に実施した監事監査に係る、監事への報酬の支給が確認できなかった。職務執行状況を再確認の上、支給すべき報酬は、規定どおりに支払うこと。 イ 役員等報酬規程第5条第3項において、「報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。」と規定されているが実際には、報酬日額に源泉徴収分を上乗せした上で、役員等には源泉徴収額を控除して、支給していた。「報酬日額を見直す」あるいは「報酬日額を源泉徴収後の額であると規定する」など、実態に合わせて役員等報酬規程の見直しを行うこと。 ウ 役員等報酬規程について、「役員等の定義」「規程の改廃」等の規定に不備が認められるので、見直しを行うこと。 3 特別の利益供与の禁止 向陽苑施設長が使用する車両を法人名義のガソリンカードに登録して使用し、法人がその料金を支出していた。ついては、法人名義のガソリンカードから当該車両の登録を速やかに解除するとともに、過去のガソリン代の支出を点検し、特別の利益供与に該当する金額について、返還を求めるなどの対応を行うとともに、今後、特定の理事等に特別の利益を供与することがないようにすること。 4 利益相反取引 山口康二理事が理事長を務める医療法人社団向陽会が所有する平成19年3月23日付け「土地賃貸借契約書」について、利益相反取引に該当するにもかかわらず、理事会の決議を得ることが確認できなかった。利益相反取引を行うに当たっては、契約金額に関係なく、理事会で重要な事実を開示した上で決議する必要があるため、今後は適正な取扱いとすること。
-----------------	---

②実施した改善内容

文書指摘通知日（令和7年11月17日） 1 理事長専決事項を全面的に見直し、理事長の専決範囲を明確にしました。 2 ア 監事監査に係る監事への報酬について、規定どおりに支払いしました。 イ 役員等報酬規程どおりに役員等報酬を支給するよう善処しました。 ウ 役員等報酬規程等を見直し、改定しました。 3 法人名義のガソリンカードから当該車両の登録を解除し、特別の利益供与に該当する金額を回収しました。今後は特定の理事等に特別の利益を供与しないよう善処します。 4 今後は利益相反取引を行う場合は、理事会で決議するよう善処します。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称